

基金情報

No. 122 平成24年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成23年度・主要事業概況

事項	2月末数	対前月増減数	事項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	227	-1	年金掛金	調定額(円) 1,487,486,966	
加入員数(人)	男子	4,304	-5	収納額(円) 1,473,850,198	
	女子	2,152	-7	収納率 99.08%	
	計	6,456	-12	事務費掛金調定額(円) 59,665,230	
平均標準給与月額(円)	男子	340,696	224	資産運用	信託資産額(時価) 235億7,520万円
	女子	226,687	-80	修正総合利回り	-0.87%
	計	302,693	175	ベンチマーク差	-0.99%
受給者数(人)	6,312	-9	慶弔金の支給件数・金額	79件137万円	
平均年金額(円)	518,464	2,156	年金相談件数	1008件	

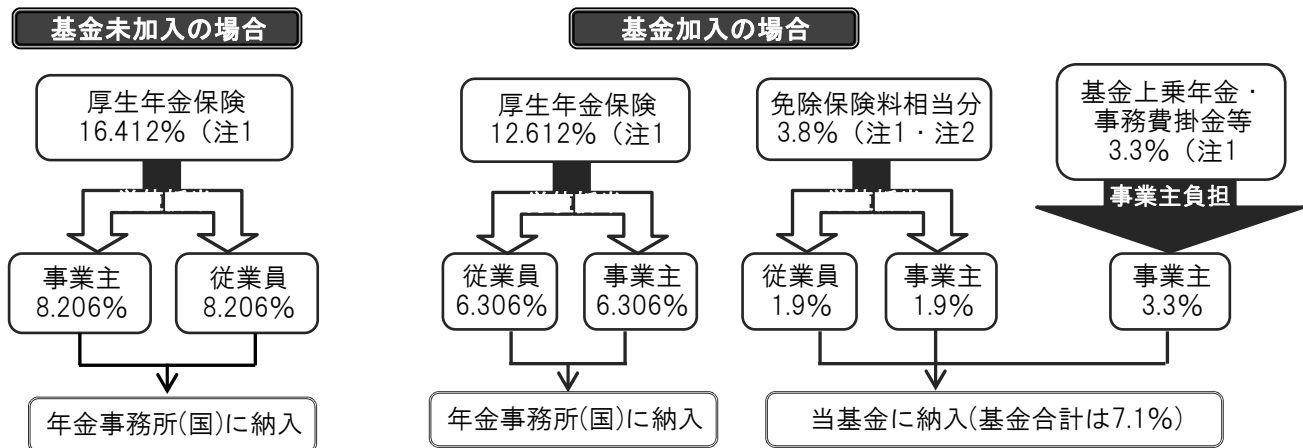
事業主の
皆さまへ

基金の掛金について

基金情報第121号(平成24年2月号)でお知らせしましたが、平成24年4月分掛金(平成24年5月告知分)より基金掛金に変更となります(変更は内訳のみで全体の掛金率の変更はありません)。そこで今回は基金の掛金についてご説明いたします。

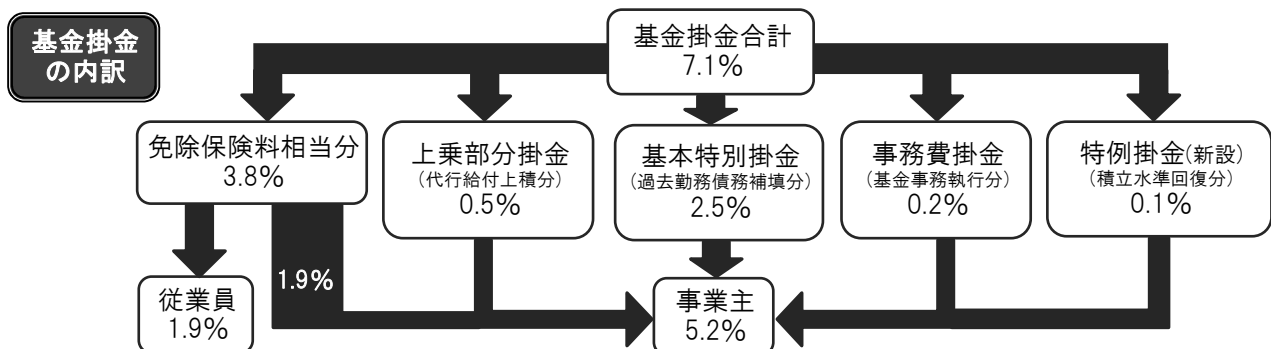
Q1. 掛金額はどうやって決まる?

基金の掛金とは厚生年金保険の保険料にあたるものです。厚生年金保険・健康保険・厚生年金基金では従業員が事業主から受ける報酬をいくつかの等級に区分した仮の報酬にあてはめ、これをもとに掛金(保険料)等を計算します。この仮の報酬は「標準報酬月額」とよばれ、加入員(被保険者)資格を取得したときや報酬の変動があったとき等に決定・変更がされます。各人の掛金(保険料)は標準報酬月額に「料率」を乗じて算出され、負担割合と内訳は以下のようになっています。



注1) 料率は平成24年4月現在のものです。

注2) 基金は国の老齢厚生年金の一部を代行しており、その費用相当分は年金事務所への納付を免除されます(免除保険料)。免除保険料分は基金に納入いただくことになります。



Q2. 加入員本人の負担額は?

上図をもとに標準報酬月額が20万円の方の本人負担分掛金(保険料)を基金加入時と未加入時で計算してみましょう。

基金加入者の場合、基金掛金は $200,000 \times 1.9\% = 3,800$ 円で、厚生年金保険料は $200,000 \times 6.306\% = 12,612$ 円となります。その合計金額は16,412円でこれが従業員の方の負担分になります。

基金未加入者の場合、 $200,000 \times 8.206\% = 16,412$ 円が厚生年金保険料となるので、**基金加入者も未加入者も納める金額は同額です。**

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。
 <口座振替銀行>
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

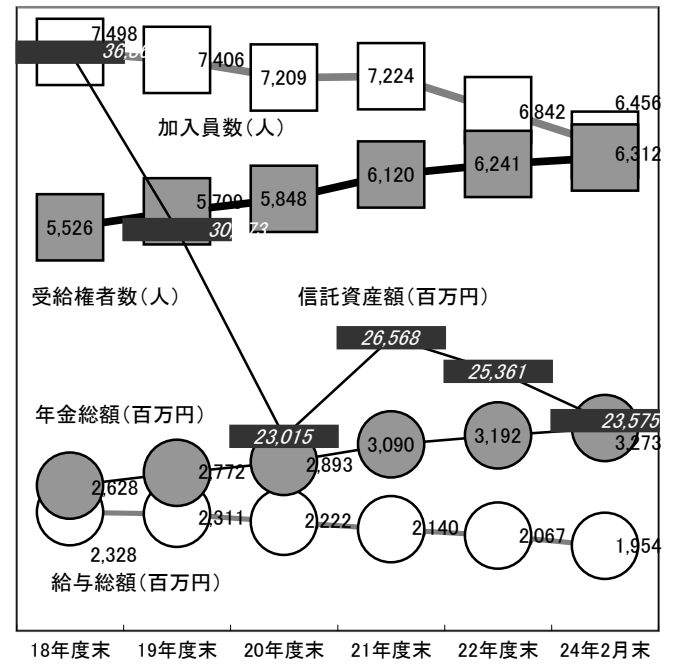
このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 3月分の掛金納入期限は、平成24年5月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

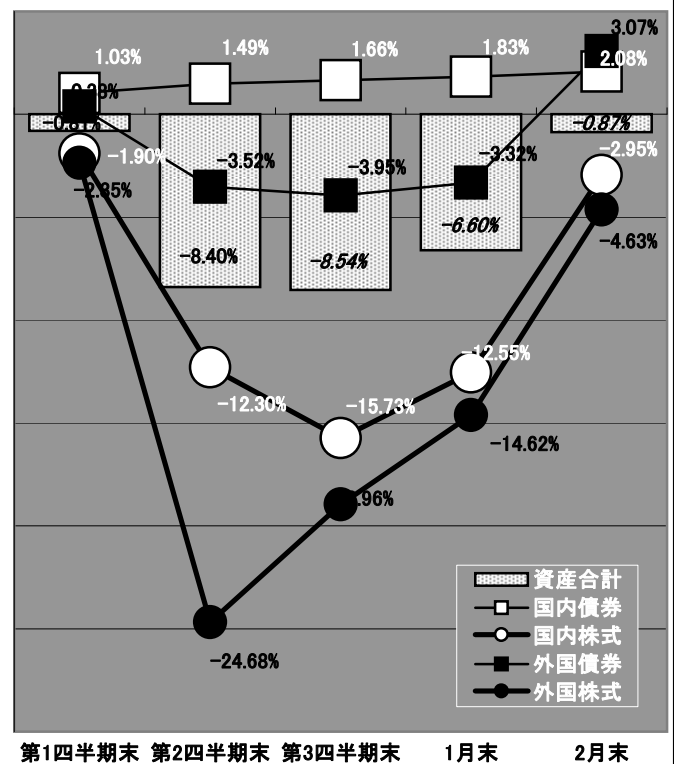
設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮の方をお願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

4月の予定

- 13日 告知書(3月分)発送
- 20日 算定基礎届等の送付日程についての文書発送

※4月分の適用関係書類の〆切は5月8日です。